

F2-38

福島県いわき市沿岸部の地区別にみた「復興事業計画」の成立要因に関する研究

—(その2)事業推進のための工夫点について—

A Study on Grounds for Establishment of “Reconstruction Project Plan” in Coastal Areas of Iwaki City

(Part2) About points of device to promote the project

○大塚宏樹¹, 横内憲久², 岡田智秀², 押田佳子², 稲葉諒介³, 池松俊平³, 恩田弘樹³, 白崎拓弥³

*Hiroki Ohtsuka¹, Norihisa Yokouchi², Tomohide Okada², Keiko Oshida²,
Ryousuke Inaba³, Shunpei Ikematsu³, Hiroki Onda³, Takumi Shirosaki³

Abstract: This paper aim is to grasp points of device to promote “Reconstruction Project Plan” in coastal areas of Iwaki city, Fukushima prefecture. We did reference survey and interview survey for staff of Iwaki city and Fukushima prefecture. As a result, we clarified points of device to promote “Reconstruction Project Plan” in Iwaki city.

1. はじめに—本稿では、前稿で分析対象としたいわき市沿岸部の「復興事業計画」について、当該地区の実情から通常とは異なる特徴的な取り組みを抽出し、その成立要因を明らかにする。なお、以降では、前稿で述べた調査結果から得られた内容をもとに論述する。

2. 結果および考察—前稿で示したいわき市沿岸部全 24 地区のうち、特徴的な取り組みがみられた 10 地区の具体的計画内容を Table1 に示す。以降では、これをもとに各地区の特徴を述べる。

(1) 久之浜—当地区(Table1①)は、大久川と小久川が合流する河口部の住宅地を移転させ、その跡地を氾濫原とするため高さを下げた防災緑地を整備する。これは今次津波がこれらの河川を遡上して背後の市街地まで浸水被害を与えたため、同様の津波が来た際に津波と河川水を干渉させ被害を軽減させるための工夫である。

(2) 四倉・小浜—この 2 地区(Table1②, ⑧)は、海岸堤防を「現位置」ではなく、全面的な「前出し」を行う。「四倉」では、防災緑地整備の用地買収の際に、一部住民が住居の建て替えを急いだために防災緑地の用地確保ができず、砂浜側への全面的な「前出し」に至った。「小浜」では、当初、沈下した地盤の嵩上げのために「震災復興区画整理事業」(以下、区画整理)を住民側が希望し合意をもった。しかし、狭小エリアゆえに公共用地整備が難しいため土地の買上げができず、換地の価額も安価なため、高地価の市街地への移転もままならないことから、一度合意した「区画整理」に対して約 6 割の住民が反対している。その結果、海岸堤防整備の用地が確保できなくなった一方、前面の海浜地の砂量が多いことを理由に、「前出し」が決定になった。

(3) 薄磯・豊間—この 2 地区(Table1③, ④)は、海岸低地部に防災緑地の用地確保のため「区画整理」を用いて

高台移転を行う。「薄磯」では、海岸背後の高台移転先の切り出し土砂と防災緑地に必要な土砂の収支バランスがとれた地区内完結整備が確定した。「豊間」では、諏訪川を境に南北の高台に移転先を造成することで、震災前のコミュニティ単位での移転が決定した。

(4) 江名港・中之作港—この 2 つの港(Table1⑤, ⑥)には沖合防波堤が整備されていたため、比較的津波被害が軽微であった。そのため、漁港機能の維持も考慮し、海岸堤防はあえて整備せず、避難計画を中心とするソフト重視の方針となった。

(5) 永崎—当地区(Table1⑦)は面的被害ゆえに「区画整理」が望ましかったとされるが、同一地区内に市街化区域と市街化調整区域が存在し、換地の価額に大きな差が生じるため合意に至らず、建て替えのみとなった。

(6) 岩間—当地区(Table1⑨)は、当初、道路整備を含めた「区画整理」を実施するため広域な「区画整理」エリアを想定していたが、農地が多いことから強減歩^{*1}を避けるため、現位置での宅地部分のみ「区画整理」を実施することとなり、結果として不整形なエリア設定となった。また、防災緑地は都市公園と位置付けられており、宗教施設が認められないため、既存の墓地を近隣敷地に移転にさせるためのユニークな「区画整理」も行う。

(7) 錦町須賀—当地区(Table1⑩)は、三方を水面に囲まれた災害危険区域のため、移転促進区域に指定され、「防災集団移転促進事業」を実施する。しかし、「小浜」「永崎」と同様に低地価の問題があり、一部住民との合意が図れないため、国土交通省市街地整備課の現地視察により特例が認められ、一部の住民のみを対象に当移転事業を実施する。そのため、今後歯抜け状態の公共用地の土地利用が課題となっている。

3. おわりに—本稿ではいわき市沿岸部 24 地区のうち

1 : 日大理工・院・不動産 2 : 日大理工・教員・まち 3 : 日大理工・学部・交通

特徴的な 10 地区の具体的な計画方針を明らかにした。その中には「小浜」「永崎」「錦町須賀」などのように一部住民との合意が図れないために、通常の事業方針とは異なる選択肢を模索するケースがみられた。今後はこのような事態を避けるため、自然災害を防ぐまたは軽減する旧来型の防災計画のみならず、当該地域の被災後を想定した復旧・復興方針を予め合意をもって定めておく新たな防災計画を構築する必要があると考える。

4. 注釈

※1 強減歩とは、換地計算によって算出された権利地積よりも、小さな換地を交付すること(土地区画整理法 91 条 5 項より抜粋)

5. 謝辞

本稿執筆に当たりヒアリング調査にご協力くださいました、福島県いわき建設事務所、福島県小名浜港湾建設事務所、いわき市都市計画課の各担当者様に、ここに記して厚く御礼申し上げます。

6. 参考文献

- [1] いわき市:「いわき市 復興事業計画(第二次)～日本の復興を「いわきから」～」, p. 12, p. 79, p. 80, pp. 136-161, 2012. 12
- [2] いわき市:いわき市 HP
http://www.city.iwaki.fukushima.jp/, 2013. 9. 24 閲覧

[表:筆者作成]

Table 1. The unique case studies of “Reconstruction Project Plan” districts

大字地区	久之浜		平		小名浜	
大字地区	①久之浜	②四倉	③薄磯	④豊間	⑤江名港	
地図						
主な特徴	震災復興土地区画整理事業 ⇒想定世帯 約 300 世帯 災害公営住宅の整備 ⇒予定戸数 140 戸 氾濫原の確保 ⇒河口の防災緑地の高さをあえて低くし、津波を滞留させるための取り組み	海岸堤防の全面前出し ⇒農林水産省が管理している海岸のため可能 境川河口部への水門整備 災害公営住宅の整備 ⇒予定戸数 150 戸	海岸堤防セットバックを考案 ⇒砂浜を広くしたいとの住民の意見が挙がったが、現位置復旧以外は、予算がつかず断念 震災復興土地区画整理事業 ⇒想定世帯 約 300 世帯 ⇒海岸背後の高台と合わせ実施(高台移転) 災害公営住宅の整備⇒予定戸数 100 戸 地区内で土砂の収支バランスが取れている	震災復興土地区画整理事業 ⇒想定世帯 約 900 世帯 災害公営住宅の整備⇒予定戸数 190 戸 海岸堤防南側一部前出し ⇒津波が集中するのを避けるため諏訪川南北で分かれる住民コミュニティを維持した震災復興土地区画整理事業(高台移転) 北側移転先に防災公園の整備 ⇒住民の要望で防災機能を集めた公園を整備	津波避難対策重視 海岸堤防を建設しない ⇒港湾機能を失わせないため ⇒東日本大震災の際に沖合堤防に守られ大きな被害がなかったため	
大字地区	小名浜		勿来		岩間	
大字地区	⑥中之作港	⑦永崎	⑧小浜	⑨岩間		
地図						
主な特徴	海岸堤防を建設しない ⇒港湾機能を失わせないため ⇒整備用地内に住宅があるため、住民との折り合いがつかないから	災害公営住宅の整備⇒予定戸数 190 戸 震災復興土地区画整理事業を断念 ⇒市街化区域と市街化調整区域が同じ地区にあり地価に差が生じたため、合意形成が得づらい ⇒全体的な震災復興土地区画整理事業と部分的な防災集団移転促進事業を組み合わせたハイブリッド型震災復興土地区画整理事業を試みたが、まとまらず 海岸堤防の一部前出し ⇒津波の集中を避けるため	海岸堤防の全面前出し ⇒砂量が多いこと、震災復興土地区画整理事業の段階で地盤の面で住民と合意形成ができなかったため地盤が低いため氾濫が起きやすい 他の震災復興土地区画整理事業に比べ公共用地が少ない ⇒狭小エリアゆえに、公共用地整備が困難なため土地の買い上げができず、換地の価額も安価なため住民の市街地への移転もままならない 震災復興土地区画整理事業 ⇒想定世帯 約 28 世帯	常盤共同火力発電所の前部分のみ海岸堤防の一部前出し ⇒現位置で海岸堤防の嵩上げをすると火力発電所と被ってしまうため海岸堤防を前出しする 宅地部分のみ震災復興土地区画整理事業(想定世帯 約 42 世帯) ⇒全域を震災復興土地区画整理事業してしまうと強減歩になり反対の声が大きいため 墓地の区画整理を行う ⇒防災緑地建設予定地の中に墓があるため、都市公園法上移転が必要 災害公営住宅の整備⇒50 戸		
大字地区	錦町須賀					
大字地区	⑩錦町須賀					
地図						
主な特徴	一部分のみの防災集団移転促進事業が認められた ⇒国土交通省市街地整備課が実際に現地を視察し、中田川、鉾川、太平洋に囲まれた危険な地域と判断したため 一部での防災集団移転促進事業が行われたため、まとまった土地が買えず、今後の土地利用が困難である 防災緑地を建設しない ⇒移転促進区域ゆえに、二重投資を防ぐため					